

## 中小企業国内販路開拓助成金 交付要綱

この要綱は、長野県内の中小企業の成長を後押しし、地域経済の活性化を図るため、将来の売上高 10 億円突破を目指して県内中小企業が取り組む国内販路開拓を支援することなどを目的に、長野県知事（以下「知事」という。）が予算の範囲内で中小企業国内販路開拓助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第 1 条 この要綱において「県内中小企業」とは、売上高 10 億円突破支援プロジェクト実施要領（以下「実施要領」とする。）第 1 条第 1 号に定めるとおりとする。

### （助成対象者）

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要領第 2 条に基づく支援対象者とする。

2 助成対象者が過去に本助成金の交付を受けた展示会等へ出展するにあたり、改めて本助成金へ申請できる回数は 3 回までとする。また、同一年度における助成金の交付は、1 者につき 1 回限りとし、申請できる展示会等は 1 つまでとする。

### （助成対象展示会等）

第 3 条 助成金の交付の対象となる展示会、見本市、商談会、レセプション等（以下、「展示会等」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 助成対象者の技術、製品、商品又はサービスの販路開拓に資するもの。
- (2) 消費者への販売を主たる目的としたものでないこと。ただし、バイヤーが参加するなど、将来的に事業者間取引の開拓・拡大に繋がると見込まれるものは助成対象とする。
- (3) 国内で開催されるもの。オンライン展示会にあっては国内の販路開拓を主な目的としたもの。
- (4) 国内の行政機関又は公的支援機関が共同出展者を募集する展示会等でないこと。
- (5) 助成対象経費について、他の国内の行政機関又は公的支援機関から助成等を受けていないこと。

### （助成対象経費、助成率及び助成上限額）

第 4 条 助成金の助成対象経費、助成率及び助成上限額は別表 1 のとおりとする。

### （助成金の交付申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者は、次項に定める交付申請書等を知事へ提出するものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は次のとおりとする。

- (1) 交付申請書（様式第 1 号）、実施計画書（様式第 1 号別紙）及び添付書類
- (2) 成長志向企業宣言書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項に基づく交付申請にあたっては、助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額しなければならない。

### （事前着手）

第 6 条 交付決定より前に実施した事業については、原則として助成対象外とする。ただし、実施する事業のうち、その性質から早期に着手する必要がある経費については、中小企業国内販路開拓助成金事前着手届（様式第 2 号）を知事へ提出し、やむを得ないものと知事が認めた場合は、この限りではない。

2 展示会等への出展申し込み（仮予約を含む）は、前項の交付決定より前に実施した事業とはみなさない。ただし、既に支払を完了している経費を除く。

（助成金の交付決定）

第7条 知事は、第5条第1項に基づく交付申請があったときは、受付順にその内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付決定を行うとともに申請者に通知する。

2 知事は、規則第5条の規定により、前項の交付決定に際して必要な条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）

第8条 助成事業者は、規則第7条第1項に規定する申請の取下げを行う場合は、前条の交付決定を受けた日から10日以内に中小企業国内販路開拓助成金交付申請取下書（様式第3号）を知事に提出する。

（助成事業の変更等）

第9条 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容及び助成対象経費の変更をしようとするときは、中小企業国内販路開拓助成事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。なお、別表1に規定する「助成対象経費」の各科目（以下「科目」という。）において、金額の減少が各配分額の50%を超える変更や、科目を新設する変更はできないこととし、次項に規定する中止の対象となるものとする。

2 前項ただし書の軽微な変更とは、以下のすべてを満たす場合をいう。

（1）事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業成果に影響がない程度の変更であること。

（2）各科目において、金額の増減が各配分額の20%以内であること。

（3）様式第1号2（2）の交付申請額について、変更が生じない又は20%以内の減額であること。

3 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中小企業国内販路開拓助成金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事へ提出し、承認を受けなければならない。

（遂行状況の報告等）

第10条 助成事業者は、知事から求めがあった場合に中小企業国内販路開拓助成金遂行状況報告書（様式第6号）により助成事業の遂行状況を報告するものとする。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成事業を完了したときは、完了から20日を経過した日又は交付決定があった年度の2月末日のいずれか早い日までに、中小企業国内販路開拓助成金実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて知事に提出することにより、規則第12条第1項に規定する報告を行う。

（助成金の額の確定）

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、報告の内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第13条 助成事業者は、助成金の額の確定後、助成金の精算払を受けようとするときは、中小企業国内販路開拓助成金精算払請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、助成事業者が規則第15条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の交付決定の取消を行った場合において、交付済みの助成金があるときは、規則第16条の規定に基づき、助成事業者に対し、期限を定めて返還を命じることができる。

3 助成事業者は、前項の規定による助成金の返還請求があったときは、規則第 17 条の規定による加算金及び延滞金を知事へ納付しなければならない。

(事業成果の報告)

第 15 条 助成事業者は、助成事業終了後 5 年間、助成事業成果に係る報告を知事へ行うものとする。

(関係書類の保管)

第 16 条 助成事業者は、助成金に係る資料及び帳票類を整備しておかなければならない。

2 助成事業者は、第 13 条の助成金の支払いを受けたときは、助成金額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間、前項の資料及び帳票類を全て保管しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのあるもののほか、事業の実施に必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

(別表 1)

区分	助成対象経費	助成率	助成上限額
国内の展示会等への出展	(1) 出展料 主催者に直接支払う小間料 ※機構又は長野県が共同出展者を募集する「長野県コーナー（ブース）」への出展の場合は対象外とする。	助成対象経費の 3 分の 2 以内	200 千円
	(2) 装飾料 主催者又は装飾を行う事業者へ直接支払う装飾・備品料等		
	(3) オプション費用（オンライン展示会に限る） 主催者へ直接支払うものに限る		

(様式第1号) 第5条関係

中小企業国内販路開拓助成金交付申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

令和 年度中小企業国内販路開拓助成事業を下記のとおり実施したいので、標記交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 助成対象経費及び交付申請額（内訳は別紙のとおり）
  - (1) 助成対象経費 円（税抜き）
  - (2) 交付申請額 円※交付申請額は助成対象経費（税抜き）の3分の2以内
- 2 助成事業の目的及び内容  
別紙のとおり
- 3 助成事業完了予定年月日  
令和 年 月 日  
※展示会出展及び全ての対象経費の支払いが完了した日

注) 添付書類

1. 実施計画書（別紙）
2. 展示会等の概要がわかるもの（開催案内等）
3. 履歴事項全部証明書（法人の場合）
4. 各経費金額の根拠となる書類（見積書等）

## 実施計画書

## 1 県内中小企業の概要

企業名		代表者	
担当者役職・氏名		住所 〒	
電話	FAX	担当者Eメール	
従業員数	設立年	資本金	
チェック欄： <input type="checkbox"/>	当社はみなし大企業ではありません。(大企業でない場合は <input checked="" type="checkbox"/> を記入)		
業種・事業内容			
出展予定製品			

## 2 出展する展示会等

名称		主催者	
		電話	FAX
内容			
チェック欄： <input type="checkbox"/>	出展に際し他の国内の行政機関、支援機関の助成は受けていません。(受けていない場合は <input checked="" type="checkbox"/> を記入)		
開催場所(会場名及び所在地)		開催期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
募集期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		すべての対象経費の支払いが完了する(予定)日 令和 年 月 日	
既に申込み等を行っている場合の申込み年月日 年 月 日		申込み等を行った理由(該当するものに○をする。) ・仮予約 ・交付決定前に申込期限が到来するため ・交付決定前に申込みをしないと出展できない可能性がある。	
出展小間数 小間・㎡			
期待される効果			
過去の出展状況(過去に同一展示会等への出展経験がある場合、県から交付する中小企業国内販路開拓助成金を過去に受けた経験がある場合は記載してください)			

3 助成対象経費の内訳（単位：円、小数点以下切捨て）

経費区分	事業に要する経費（税込み）	助成対象経費（税抜き）	備考
出展料			
装飾料			
合計			

4 県の支援についての活用希望

展示会等への出展に当たり、希望する県の支援について番号にマルを付けてください。

- 1 展示会当日の支援（※支援に当たっての旅費等を申請者に負担いただくことはございません。）
- 2 展示内容の検討に当たっての相談対応、施策紹介・活用支援
- 3 その他（以下に希望する支援の内容を記載してください。）

(様式第2号) 第6条関係

中小企業国内販路開拓助成金事前着手届

令和 年 月 日

長野県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者役職・氏名

令和 年度中小企業国内販路開拓助成事業を、下記のとおり交付決定前に着手しますので届け出ます。なお、本件について交付の決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 助成事業の対象展示会名称
- 2 助成事業の対象展示会の開催時期
- 3 事前着手の理由
- 4 着手及び完了予定年月日

(添付書類)

中小企業国内販路開拓助成金交付申請書

(様式第3号) 第8条関係

中小企業国内販路開拓助成金交付申請取下書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け長野県指令 経創第 号で助成金交付決定のあった、令和 年度中小企業国内販路開拓助成事業について、下記の理由により申請を取下げます。

記

取下げの理由

(様式第4号) 第9条関係

中小企業国内販路開拓助成事業変更承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け長野県指令 経創第 号で助成金交付決定のあった、令和 年度中小企業国内販路開拓助成事業を下記のとおり変更したいので、標記交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 助成対象経費及び交付申請額

	変更前	変更後
助成対象経費（税抜き）	円	円
交付申請額	円	円
交付決定額	円	—

(2) 助成事業の内容

(様式第5号) 第9条関係

中小企業国内販路開拓助成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け長野県指令 経創第 号で助成金交付決定のあった、中小企業国内販路開拓助成事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、標記交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名

2 中止（廃止）する理由

3 中止の期間（廃止の時期）

(様式第6号) 第10条関係

中小企業国内販路開拓助成金遂行状況報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け長野県指令 経創第 号で交付決定のあった中小企業国内販路開拓助成金について、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

1 事業の進捗状況

(様式第7号) 第11条関係

中小企業国内販路開拓助成金実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け長野県指令 経創第 号で助成金交付決定のあった中小企業国内販路開拓助成事業を下記のとおり完了しましたので、交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 助成対象経費及び助成金交付決定額

助成対象経費 円

助成金額 円

2 助成事業完了日

令和 年 月 日

3 展示会等における成果

展示会等の名称	
出展製品・技術	
開催（出展）期間	
開催場所（開場名及び所在地）	
1. 展示会の成果等	
(1) 展示会の具体的な実施内容	
(2) 商談等の状況（全体の商談件数 件）	
①商談が成立したもの 件（ 万円）	
主な内容	

継続案件・その他の内容 ②試作依頼 ( 件) ③見積依頼 ( 件) ④図面検討 ( 件) ⑤後日訪問約束等 ( 件) ⑥その他 (名刺交換・カタログ請求、代理店開拓等) ( 件)
①～⑥の合計が全体の商談件数に合致するようにして下さい。
(3) その他の成果

4 助成対象経費別実績 (単位：円、小数点以下切捨て)

経費区分	事業に要した経費 (税込み)	助成対象経費 (税抜き)	備考
小間料			
装飾料			
合計			

注) 添付書類

1. 経費支払に係る証拠書類 (金融機関が発行する振込金受取書、インターネットバンキング、振込明細書等) の写し
2. 実施の様子がわかるもの (写真、パンフレット等)
3. オンライン展示会については、展示会への出展が確認できるパソコン画面の写し等

(様式第8号) 第13条関係

中小企業国内販路開拓助成金交付請求書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地  
名称  
代表者名

令和 年 月 日付け長野県達 経創第 号で助成金額の確定のあった令和 年度中小企業国内販路開拓助成金について、標記交付要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 助成金の確定額

円

2 助成金の交付請求額

円

3 支払の方法

口座振込

【振込先】

金融機関名	本支店名	種目	口座番号 (左づめで記入)					
		1. 普通 2. 当座						
(フリガナ)								
口座名義								

注) 添付書類

振込先が確認できる書類 (通帳の写し等)